

Q7 暴力団員になるように誘われたら、どうすればいいのですか？

A すぐに親や警察、学校に相談しましょう。「怖いから。」とか、「いい人だから。」などと相談しないままにしていると、いつの間にか暴力団に引き込まれてしまい、取り返しのつかないことになってしまいます。暴力団は、友人のように優しく近づき、ご飯をおごってくれたりして誘ってきますが、そのような誘いを受けることなく、勇気を持って断ることが大切です。



Q8 暴力団になってしまったら、簡単にやめることはできないのですか？

A 簡単にやめることはできません。暴力団の組長などは、若い組員がお金を稼いでくれないと自分が楽することができないので、一度組員として入れた人は、簡単に辞めさせません。もし許可なく辞めようとするば、リンチを受けたり、指を切断することを強要されたりするだけでなく、家族や親戚まで脅かしたり、家族にお金の取り立てをしたりもします。運良く辞めることができて、暴力団であったがために、仕事にもつげず、親元にも戻れないまま、ホームレスのような生活をしている若者もいるのです。



千葉県暴力団排除条例とは

県、県民、事業者等が一緒になって、暴力団の排除のために取り組むべきことを定めた条例です。

社会全体での「暴力団の排除」のために

暴力団事務所に入れさせない

20歳になっていない少年を、暴力団事務所に入れることを禁止します(守らなければ、罰を受けたりします。)

つくらせない

学校などの周囲200メートルの区域内に暴力団事務所を作ることを禁止します(守らなければ、罰を受けます。)

わたさない

会社やお店の人など(事業者)が、暴力団にお金などを渡すことを禁止します(守らなければ、指導等を受けたり、世間の人に守らなかった事実を知らされます。)

売らない、貸さない

暴力団事務所に使用されることを知った上で、土地や建物を買ったり、貸したりすることを禁止します(守らなければ、指導等を受けたり、世間の人に守らなかった事実を知らされます。)

お問い合わせ先

千葉県警察本部刑事部
組織犯罪対策本部捜査第四課 TEL 043-201-0110
(公財)千葉県暴力団追放県民会議 TEL 043-254-8930
☎ 0120-089354

詳しくは、ホームページをご覧ください。

ポリスネット千葉

検索

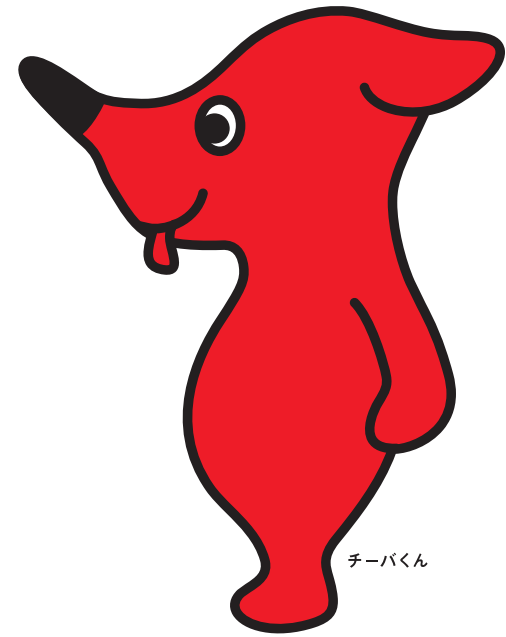
暴力団から自分を守るための



暴力団を恐れない!

暴力団に資金を提供しない!

暴力団を利用しない!



チーバくん

少年教育用

このリーフレットは、小・中・高校生をはじめとする少年が暴力団に対して誤った意識を持たないようにし、さらに、暴力団と安易に関係したり、暴力団犯罪に巻き込まれないために知ってもらいたい内容を紹介しています。

千葉県警察

千葉県暴力団排除条例

